

第4回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

- ・2024年3月21日（金）午前9時57分～午前10時37分

於 町田市役所3階 会議室3-2・3-3

- ・出席委員 川野、服部、鶴田、嘉藤、湯淺、大羽、渋谷、早野、向井——9名
- ・欠席委員 0名
- ・会議公開又は非公開の別 公開
- ・傍聴者数 0名

午前9時57分開始

事務局 まだ定刻前ではございますけれども、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。2024年度第4回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本日全員ご出席ということで、ありがとうございます。出席委員全員ですので、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会運営規則第2条第2項の規定に基づき、本審議会が開催できますことをご報告申し上げます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日ご審議いただきますのは、報告3件でございます。机上に資料1、資料2及び年報「やまびこ」の冊子をご用意いたしております。不足等はありませんでしょうか。

事務局からは以上です。

ここからは川野会長に進行をお任せしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。本日最初の議事は総務部長のご挨拶でございますので、部長、よろしくお願いいたします。

総務部長 よろしく申し上げます。総務部長の浦田と申します。いつもありがとうございます。

情報公開・個人情報保護運営審議会におきましては、市民からの信頼を獲得する上で大変重要なお仕事をいつもしてくださって、本当にありがとうございます。ともすれば職員は内側に向きがちですけれども、そこをきちんと正していただいて、

時にこの場で説明するときには、ぴりっとするような雰囲気でも苦言を呈していただきまして、この場に居合わせるというか、出席することはそうそう一般の職員は多くはないわけですが、いつも議事録はみんな拝見させていただいて、きちんと悪いところは正すように、委員の方々のご意見をいつも注視しながら情報公開と個人情報の運営に当たっているところでございます。

今回最終回ということで一言ご挨拶の機会を頂きましたけれども、今期をもって川野会長、それから市民委員4名の向井委員、渋谷委員、大羽委員、早野委員がここで交代ということになります。

市民委員の4名の皆様につきましては、ちょうど昨年から個人情報の法改正もあったりして、運営が変わってきたところの変革期ということで、事務局も様々ご苦労をおかけしたと思うのですが、そんな中でご助言いただき、運営がスムーズに行えたことを本当に感謝申し上げたいと思います。引き続き退任後も、町田市の情報公開・個人情報の運営を傍らから温かく見守っていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、何といたっても川野会長につきましては1995年からということで、30年にわたって町田市の情報公開・個人情報を支えてくださった第一人者だと、我々職員一同、本当に感謝しております。

町田市の情報公開・個人情報の制度は、平成の初頭に、他市に先駆けて始まったのですが、その後、ほかの近隣市からも信頼を寄せいただけるような制度になりました。それはやはり川野会長が日々ご尽力いただき、適切な助言をしてくださったから、今日、町田市の情報公開・個人情報があるのだらうと思っております。退任後も引き続き見守っていただきながら、時に何かあればご助言いただければと思っておりますので、本当に長い間ありがとうございました。そして、また引き続きよろしく申し上げます。

私からは以上となります。

事務局 総務部長は次の予定がありますので、ここで退席させていただきます。

会 長 どうもありがとうございました。

続きまして、議題の2「情報セキュリティ事故の報告について」、市政情報課からご報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

会 長 それでは、先に自己紹介をお願いいたします。

担当者 市政情報課長の坂上と申します。

担当者 同じく市政情報課統計担当係長をしております並木と申します。

会 長 それでは、よろしく願いいたします。

担当者 それでは、資料に沿ってご説明申し上げます。

まず、「事故の概要」についてでございます。

本年1月21日「2025年農林業センサス」の調査中に、調査員の1人が調査書類1枚を紛失したものでございます。

農林業センサスは日本の農林業の実態を明らかにすることを目的に、5年ごとに実施する統計調査でございます。なお、調査員につきましては、市からの推薦に基づき東京都が任命した非常勤の公務員になります。

続きまして、2の「漏えいした情報」についてでございます。

紛失した書類は「農林業経営体調査客体候補一覧表」というもので、調査対象の候補者に関する情報が記載されたものです。

記載内容につきましては、経営体名称、経営主の氏名、郵便番号、住所または所在地、電話番号、前回5年前の調査のときに調査対象に該当したかどうかの別ということです。

続きまして、3の「漏えいした人数」については13人でございます。

4の「事故の経緯」についてです。

調査員が調査に行く際は、調査区の地図と客体候補一覧表を専用のリングファイルにつづった上で、専用のバッグに入れて持ち運びます。今回事故を起こした調査員への聞き取りによりますと、11時50分ごろ小山市民センター付近で調査区地図と客体候補一覧表を見比べるため、調査員用リングファイルから客体候補一覧表のみを外したとのことでした。その後、ファイルをつづり直したつもりであったということですが、帰宅後に確認したところ、一覧表が見当たらなかったということでした。すぐに調査員自ら移動経路を探索しましたが、見つからなかったため、14時20分に市政情報課に連絡が入りました。

こちらからはその調査員に対して、警察に遺失届を提出すること、小山市民センターへ落とし物確認を行うことの2点を指示いたしました。その後、調査員が南大沢警察署に遺失届を提出し、16時には市政情報課職員から東京都の担当部署に報告を行っております。

翌 22 日に、職員 3 人と当該調査員とで現地を改めて搜索しましたが、発見することはありませんでした。

翌々日の 23 日には、13 人の対象者に対し謝罪と説明のための訪問を開始いたしました。その際、訪問先において、21 日の夕方に玄関先で一覧表が落ちているのを発見し、廃棄した旨の証言が得られました。一覧表は既にごみとして収集された後でしたので、回収することはできませんでしたが、この証言をもって書類の搜索は終了することといたしました。

次に、5 の「原因」についてです。

調査員の証言から、屋外活動中に一覧表をリングファイルから外したこと、その後、確実につづり直したかどうかの確認を怠ったことによるものと考えております。

6 の「対応状況」についてでございます。

23 日及び 24 日に、13 人全員への謝罪と説明を行っております。また、東京都からの指示もあり、23 日 15 時にプレスリリースを行いました。プレスリリースの時点では廃棄した旨の証言はまだ得られておりませんでしたので、所在不明として発表しております。

最後に、7 の「再発防止対策」についてでございます。

調査員全員 32 名おりますが、そちらに対しまして改めて 5 点の注意事項を周知いたしました。

①持ち出す書類は、必要最低限とすること。

②持ち出し前に、何を持ち出したか確認すること。

③調査区地図、客体候補一覧表、客体候補名簿は必ず指定のファイルにつづり、調査員バックに入れて持ち歩くようにし、ファイルから外さないこと。

④調査書類を調査員バッグから出して使用する際は、立ち止まり、慌てず落ちついて行き、落としたりしていないか周囲を確認し、調査員バッグに戻したことをしっかり確認すること。

⑤帰宅後は、持ち出した調査書類が全てあることを確認すること。

これらの事項は、事前の調査員説明会でも注意を促しているところでございます。

なお、この事故を受けまして、東京都からも各市町村に対して同様の注意を促す通知が発出されております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

会 長 本件につきましてご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

湯 浅 経緯についてではなくて、私の不勉強なので1つ教えていただきたいのですが、市の推薦に基づいて東京都が任命する特別職の非常勤公務員ということは理解したのですが、どこの非常勤公務員になるのでしょうか。つまり、端的に言うと、町田市の特別職の非常勤公務員なのでしょうか、それとも東京都の特別職の非常勤公務員なのでしょうかというお尋ねです。

担当者 こちらは東京都の職員です。

湯 浅 そうですか。これも制度の不勉強なのかもしれませんが、そうするとこれは東京都が当該調査員を十分監督していないために生じた東京都の責任であって、なぜ町田市の情報インシデントになるのですかという質問です。

制度上、例えば東京都の公務員けれども町田市に派遣されているとか、町田市が監督権限を持っているとか、制度的にこれは町田市のインシデントであるということについて理由を教えてください。

担当者 調査員自体の任命権者としては東京都でございますけれども、調査の実施自体は各市町村が法に基づいて受託されています。

湯 浅 法定受託なので、町田市側に責任があるわけですね。

担当者 法定受託事務という形でやっているものです。

会 長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

調査員が起こした事故でございまして、ファイルから紙が外れたのがよく確認できなかった、落としてしまったと。そして、また落とした家の方も、そのまま廃棄したという事故でございます。触った方はいわば当事者の1人ということになるわけでしょうけれども、いずれにしましてもあってはならない事故で、ほかの調査にしても同じことでございますので、今後このようなことがないように調査員に対する注意喚起をすると同時に、要するに書類の管理が外せることがいいのか悪いのか、なかなか難しいところでありましょうけれども、その辺のところを再確認して、組織改正があるようでございますが、統計係としてしっかり今後注意していただくことが必要なのではないかと思います。

いかがでございましょうか。

向 井 1つ。これは訪問先に落ちていたわけですね。だから21日、22日については移動経路だけを探されて、訪問先にはまずいかなと思って全然行かなかったのですか。

だから、見つからなかった。

何を言いたいかというと、なくしたら可能な限り速やかに見つけるのが鉄則なので、多分恥ずかしいから行けなかった、聞きにくかったと思うのですけれども、訪問先で落とされた可能性があるわけですね。多分、自分が行った道筋と入る前の見たところだけ見られたので、訪問先にはこの日には聞きに行かなかった。訪問先の方がたまたま善意だったからよかったけれども、悪意の人の家の前で落としたらまずいことになっていたと思うので、探すときは徹底して探されたほうがいいですね。

会 長 今後、このようなことの防止策を考えていただきたいと思います。

大 羽 確認ですけれども、謝罪訪問先に落ちていたということは、謝罪訪問先の方は13人の名前を見ているわけですね。これはルールとして、例えば訪問先の人に対して守秘の同意書みたいなものは最初から取られているのですか。

担当者 訪問先の調査の対象者に対して、他に情報を漏らさないようにという確認をしているかというご質問ですか。

大 羽 はい。

担当者 特にこれについては、対象者に対して、そういった守秘義務というようお願いをしているものではございません。

大 羽 それはルールとして必要という判断はないのでしょうか。

担当者 基本的に、対象者の方が他の対象者の情報を知るということは想定されておられませんので、今回あってはならないことで、リストを落としてしまったということで、偶然知ってしまったという状況です。普通そういうことはありませんので、そういった想定はしていないところです。

大 羽 もし何かルール化するとすれば、それは東京都のルールを変えないと駄目だよという話なのですか。

担当者 もともこの農林業センサスを所管しているところは農林水産省で国の統計調査でございますので、基本的なルールは国のほうで決めているところでございます。

会 長 ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

いずれにしましても、最初に落とした家に対する確認があれば、もうちょっと簡単に廃棄する前に確認することができたのかどうかということ、そこだけが若干疑問でございますけれども、今後は、まずは落としたということであるならば、落とした先の家の方に最初に確認することも必要なのではないかと思います。その点も

含めて、今後、方策を考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

それでは、この件はこれで終わりにいたしまして、議題の3「年報やまびこの発行について」、ご報告を市政情報課からお願いいたします。

事務局 こちらのピンク色の冊子になっているものについて説明いたします。

こちらは町田市情報公開条例第18条、町田市審議会等の会議の公開に関する条例第9条の規定によって、それぞれの制度の運用状況について毎年公表を行っているものです。公表の方法については、「広報まちだ」8月1日号に概要を掲載いたしました。

内容につきましても、前回の審議会でご説明させていただいたものとほぼ同じになっています。今回冊子になりましたので、改めて中身を簡単に説明させていただければと思います。

まず資料、冊子の2ページ、3ページをお開きください。初めに、情報公開請求の状況になります。

昨年度は、情報公開の請求は全部で719件ございました。4ページに区分別の内訳を記載しています。719件あったのですが、請求者の数としてはこちらに記載しているとおり43人ございました。決定のうち、存否応答拒否という決定が4件ございました。

5ページから276ページにつきましては、個別のそれぞれの請求について細かく記載しています。請求の内容とか決定の内容といったものの詳細をまとめたものになります。一件一件説明していると時間が足りなくなってしまうので、御覧いただければと思います。

続きまして、277ページをお開きください。こちらが年度ごとの請求件数の表とグラフになっています。

前年度とかそれ以前に比べて、大幅に件数が増えていることが分かるかと思えます。増えた理由につきましては、前回の審議会でも説明したかと思うのですが、特定の請求者さんからの大量の請求があったためになります。

続いて、278ページ及び279ページを御覧ください。ここからは個人情報の開示請求の状況になります。

こちらは請求が81件ございまして、請求者数は42人ございました。同様に280

ページ以降、請求の内容とか、それに対する決定の内容が個別に書いてあります。

314 ページをお開きください。こちらが年度ごとの請求件数の表とグラフになっています。先ほどの公開請求と違って、こちらは通常どおりでしたので、例年と同じような件数になっているということになります。

続いて、315 ページです。こちらからは情報公開・個人情報保護審査会の状況になります。審査会の審査内容についてまとめています。

331 ページからは、その審査会で出した答申について記載しています。前年度出した答申について、個人情報を隠した上で記載しています。

続いて、390 ページをお開きください。こちらが本審議会の昨年度の状況報告になります。昨年度ですので、2023 年度は 3 回実施いたしました。

続いて、392 ページをお開きください。ここからは審議会等の会議の開催状況をまとめたものになります。

本審議会も 393 ページの総務部市政情報課の欄に記載がございます。昨年度は市全体で延べ 948 回の会議が開催され、延べ 706 名の方に傍聴していただきました。

最後に、401 ページを御覧ください。こちらは事故報告になります。

当審議会でご意見を頂きましたことも踏まえまして、従来「その他」という項目になっていたのですが、第 8 章の中に独立した項目として設定いたしました。内容につきましても事故の概要だけではなくて、原因及び再発防止策とその実施状況と、一連の流れが分かるような形で記載させていただきました。

説明としては以上になります。

会 長 今年度の年報はかなり大部になりまして、編集ご苦労さまでございます。情報公開の請求において大量の請求があったようでございまして、対応にいろいろとご苦労をかけたことと思いますけれども、今後ともこういう状況が続くと思いますので、真摯に対応していただきたい。よろしく願いいたします。

渋谷 401 ページの事故の概要について、何で日時というか、発生の日にちが入っていないのですか。いつ発生したかというのは、確かに年度内は分かるけれども、24 年版は日時を入れてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

皆さん、どうお考えになりますか。せめて何月ぐらいまでは。

事務局 分かりました。

会 長 また、内容の個別のものにつきましてはご質問いただきたいと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。極めて大部なものですので、読み終わるまでになかなか時間がかかると思いますけれども、またよろしくお願いいたします。

では、本件はこれでよろしゅうございましょうか。

続きまして、議題の4「2025年4月1日付の組織改正について」をお願いいたします。

事務局 資料2「2025年4月1日付の組織改正について」、報告いたします。

3月15日号の「広報まちだ」にも掲載しているところですが、市の組織改正により本審議会の事務局にも影響がございますのでお伝えしておきます。

町田市情報公開条例とともに発足した市政情報課ですが、本年4月からは情報公開・個人情報保護の業務に関しては、現在の法制課と統合いたしまして法務課となります。この統合は法的な支援を強化する目的で行うものです。

当審議会の事務局は、4月以降、総務部法務課情報公開係が担うこととなります。そして、事務局の位置ですが、窓口は引き続き1階の市政情報コーナーに置きます。なお、市政情報課の業務のうち、市の統計に関する業務は総務課の統計係で行います。

また、併せて下部のほうにある文化スポーツ振興部の組織改正についても一言お伝えしておきますと、国際工芸美術館の開館を見据えて、博物館と国際版画美術館を美術館課として1つの部署にまとめる予定です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会長 長年一緒に仕事をしてきました市政情報課という課が法制課と統合されて、法務課になるということがございます。いろいろな事情があることと思えますし、また統計と情報公開が同じ課であるか、ないかというのは、自治体によっていろいろ差異があると思えます。統計が総務課に行くこと自体は理解できるわけですが、法務課に統合される。行政改革の一環とは思いますが、なかなかコメントしにくいところですね。これからも新しい組織の下で頑張っていただきたいということがございます。

この件については、また4月以降、実際に運用していただく上で、市民のためになる仕事をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

何かご質問ありますでしょうか。よろしゅうございますね。

審議会はいずれにしましても新しい法務課情報公開係で対応していただくことに

なろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、ここまでで市政情報課からのご報告については終わりにいたしまして、今回で退任する委員が私と公募委員の方々4名、併せて5名になります。この5名の委員の方々からご挨拶を頂きたいと思っております。

順番といたしましては、一応公募委員の五十音順で、大羽委員、渋谷委員、向井委員、早野委員、そして最後に私、川野という順番でご挨拶をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に大羽委員から、よろしくお願いいたします。

大 羽 私はこの審議会の市民委員に選任されたときから、どんなことをどんなふうにお話しすればいいのかが分からず、非常に不安だったのですが、実際にこの審議会に参加してみると非常にフリーな感じで、何でも自由に発言させていただける雰囲気がつくられていて、大変楽な気持ちでこの場にいらさせていただきました。

ただ、この審議会ですらそれほど数多くの発言をさせていただいたわけではありませんが、私のこれまでの経験から各議題に対して感じたことを都度お話しできたことは、私にとっては非常によかったと思っております。

今後もこの審議会の活動が、町田市の自治体組織がPDCAを回して、継続的に改善作業を続けていく一助になればいいなと願っております。

この2年間、大したお役にも立てませんでしたけれども、毎回楽しく過ごさせていただきました。ありがとうございました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

では、続きまして渋谷委員、よろしくお願いいたします。

渋谷 先般、この市のある審議会を傍聴させていただいたのですが、そこに出席された市民委員ほとんどの方が、その審議会の内容についてはほとんど知識がなく、事務局から説明があったことについて「全く分からない。この審議会で勉強させていただく」というようなコメントをされた方が何人かいらっしゃいまして、市民の税金を使って開催する審議委員をどう考えられているのかなど、ちょっと違和感を覚えました。

それに比べて、私を含めてこの4名全員の方は実務経験があつて、俗に言う専門知識を持った有識者という部類に入るものでございましたので、2年間で何らかの

役務が果たせたかなと思っております。

将来につきましては、監督官庁から市長に対して改善勧告みたいなものが出されましたね。こういう不名誉なことが再発しないように、各部署が当事者意識を持って活動できるような施策を打っていただきたいと望んでおります。

2年間ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。

先ほどちょっと順番間違えましたが、五十音順ですから早野委員ですね。早野委員、お願いいたします。

早 野 2年間お世話になりました。個人的には市民委員としてお役に立てたかどうか、ちょっと心もとないです。会議の中で建設的な意見もあまり出せませんでしたし、去年は2回目を欠席させていただきました。

また、審議会を通して市民の情報を知る権利、情報公開、また個人情報を守るためのあらゆる対策を講じて情報流出、漏えいがあったということをお聞きしまして、個人情報保護の危うさをこの会を通じて知りました。

最後に私の感想として、審議会の手当のことなのですが、振り込まれたのがあまりに大きな額でちょっと驚きました。多分、交通費程度なのではないかと思っていたものですから、額が大きいのでその辺のところちょっと驚きました。多分ほかの審議会の委員の方とも同じ額だと思うのですが、私個人の感想としてその辺を感じたところです。

以上でございます。

会 長 どうもありがとうございます。

続きまして向井委員、お願いいたします。

向 井 2年間ありがとうございました。最後に私から、2つほどコメントさせていただきたいと思います。

1つは漏えい事故について、市政情報課の人は大変だと思うのですが、はっきり申し上げて、起こったTPOを考えてみますと、なかなかなくなりそうにはないですね。そうするとどうすればいいかというと、定期的に、月1回とかあるいは3か月に一遍ぐらいは、課内会議をやられるときに1分か2分だけでもいいから「みんなで注意しましょう」とか、そういう声を上司の方からかけていただくというのは、しつこいようだけれども、効き目があるのではないかと。

もう1つは、市政情報課は市の当局の中ですけれども、例えば市民病院とか、いわゆる附属機関的なものが市役所の中にもたくさんあるわけですね。多分、市の情報課の管轄ではなくても、僕の感じは、むしろそちらで起こった事故のほうが影響が大きいと思います。だから、大所高所からそういう、病院は病院でおられると思うのですけれども、何かの折には、課からも注意をしていただくのは重要なと思っております。

特にそういう保護で気をつけなければいけないのは、漏えい事故は文書関係が多いのですが、これからはサイバーセキュリティですよ。多分、デジタル化が市当局でもどんどん進められると思います。そうすると、こんなこと言っただけでは悪いですが、外国から攻撃があるとか、そういうのはマスコミ等でよく出てくるではないですか。だから、そういうのもそろそろ気をつけられたほうが、今、事故としては、起こってないですけれども、攻撃を受けたというのはないですけれども、そろそろデジタル化を進められるときには、よく注意してやっていただきたいと思っています。

以上です。

会 長 どうもありがとうございます。

続きまして、川野でございます。長年にわたりましてこの審議会と一緒に仕事をさせていただきましたが、大分時間がたちまして、今回で退任させていただくことになりました。長年にわたりまして、市政情報課の皆さんあるいは委員の皆さんにはいろいろご面倒をかけて、大変ありがたく思っております。どうもありがとうございました。

そういうことで、20世紀の末、1995年、最初に就任した時期をちょっと覚えてないのですが、いずれにしても30年近く委員、会長代理、そして会長を務めてきました。7期にわたり会長を務めさせていただきましたが、私が3代目ということでございましたが、特に今までの審議会と今期の審議会とは大きく性格が変わりましたので、新しい審議会につきまして、どういうふうに運用していくのかということがなかなか難しい状況にあります。

それまでの審議会につきましては年に11回開催し、いろいろと審議内容が豊富だったわけですが、新しい審議会になって、審議する内容は特に事故的なことが若干増えたこともあったのですけれども、事故についての対応というものが本審議会

として一番大きな問題点になりつつあります。この辺のところ、今後とも新しい委員の方々と新しい法務課で、どう対応していただくのか、一番よりよい方法を考えていただきたいと思います。

そういうことで多事多難な世の中ではありますし、またいろいろと、特に SNS を含めた情報の問題、いわゆるフェイク情報といった問題が今後いろいろな形で波及してくると思います。そういった新しい問題点も含めて、これから先も、確かに法務と協調して、協働して仕事をしていくことがある意味効果的であるようなことも感じるところでございます。

そういうことで、町田の市政について市民に分かりやすく、親しみやすい行政をつくっていくための努力を今後とも進めていただきたいと思います。

本当に長い間、どうもありがとうございました。

以上で「退任委員の挨拶」を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

では、最後に議題の6「その他」でございます。

市政情報課、お願いいたします。

事務局 次回のスケジュールです。今回限りという方もいらっしゃいますけれども、次回の日程についてご案内させていただきます。

次回が2025年5月19日、月曜日。こちらも10時から12時ぐらいを予定しております。会議室は2-2でやる予定になっております。

「その他」としては以上になります。

会長 それでは、次年度の新体制の下における審議会が活発に行われることを祈って、本日の審議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午前10時37分閉会